

国民年金

保険料の免除・納付猶予制度をご利用ください

経済的な事情などにより、保険料の支払いが困難になった第1号被保険者で、令和6年中の所得が基準額(表参照)以下の場合、申請により保険料を免除・猶予する制度があります。免除・猶予期間は、年金の受給資格期間(年金を受けるために必要な加入期間)に算入されません。保険料免除が承認された場合は、全額納付した場合に比べると、年金受給額は減額されません。一部免除が承認されても、残りの保険料が納付されない場合は未納扱いとなり、受給資格期間に算入されず、年金受給額に反映されません(未納期間に対して、申請月から過去2年1か月前までの免除申請可)。納付猶予が承認された場合は、年金受給額に反映されません。

免除・猶予を受けるには
令和7年7月から1年分の免除・猶予申請は、7月1日(火)から受け付けます。必要書類など詳しくは、お問い合わせください。

▶申請＝直接、国保年金課国民年金係(区役所2階②窓口)

免除・猶予された保険料を後払いできます
免除・猶予が承認されてから10年以内であれば、保険料を後払い(追納)できます。追納期間は、年金受給時に全額納付した期間として算入されます。詳しくは、板橋年金事務所(☎3962-1481)にお問い合わせください。

退職などによる保険料免除の特例
失業・倒産・事業の廃止などで納付が困難な方は、申請により保険料の免除・猶予が承認される場合があります。申請には離職票などの証明書類が必要です。

【いずれも】
▶問＝国保年金課国民年金係☎3579-2431

表 所得の目安(世帯構成別)

種類	所得			支払金額(月額)
	単身	2人	4人	
全額免除・猶予	67万円	102万円	172万円	-
4分の3免除	88万円	126万円	202万円	4380円
半額免除	128万円	166万円	242万円	8760円
4分の1免除	168万円	206万円	282万円	1万3130円

※免除は本人・配偶者・世帯主、猶予は本人・配偶者の所得で判定。
※4分の3免除・半額免除・4分の1免除の所得は、社会保険料控除後の所得額。

国民健康保険

納入通知書をお送りします

令和6年中の所得が確定したため、6月10日(火)に、世帯主あてに令和7年度の納入通知書をお送りします。保険料の金額・計算方法は、納入通知書をご確認ください。

所得の申告が遅れた方・令和7年1月2日以降に転入した方には、均等割額のみをお知らせしています。所得の確定後、保険料を再計算し、改めてお知らせします。

▶問＝国保年金課国保資格係☎3579-2406

口座振替の手続きがお済みでない世帯に納付書をお送りします

▶送付時期・内容

●6月10日(火)…6月～来年3月の一括分・6月～10月の各月分

●11月12日(水)…11月～来年3月の各月分

▶支払方法＝支払期限までに、金融機関・コンビニエンスストア・国保年金課(区役所2階②窓口)・各区民事務所※支払期限を過ぎても支払いがない場合は、督促状・催告書をお送りします。※1枚あたり30万円を超える納付書・バーコードなしの納付書は、コンビニエンスストア

アでの支払不可。※携帯電話で支払いができるモバイルレジサービスあり▶問＝国保年金課国保収納係☎3579-2409

税金

特別区民税・都民税・森林環境税の納税通知書をお送りします

普通徴収(口座振替・納付書払い)の方と公的年金から特別徴収で差し引かれている方には、6月9日(月)に令和7年度の納税通知書をお送りします。普通徴収の第1期の納期限は6月30日(月)です。※給与から特別徴収で差し引かれている方には、5月16日に税額決定通知書を勤務先へお送りしました。

▶問＝課税課課税第一～第四係☎3579-2101

お知らせ

ハトへの給餌には罰則が適用されます

区は、板橋区ハト等への給餌による被害防止条例を制定し、4月1日から施行しています。禁止事項に違反した場合は、指導・勧告・命令を行い、命令に従わない場合は、5万円以下の過料を科する場合があります。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

禁止事項
●公共の場所でハトに給餌する
●ハトへの給餌による被害を公共の場所に生じさせる
▶問＝環境政策課自然環境保全係☎3579-2593

6月9日～16日は かけ・よう壁の相談週間

梅雨・台風の季節は、長雨・集中豪雨による地盤のゆるみ、かけ崩れ・よう壁(かけ崩れを防ぐためにコンクリートなどで造られた壁状のもの)の倒壊が心配されます。特に、切り立っている・地肌が露出したりしているかけや、大谷石・コンクリートブロック・万年塀などのよう壁は、注意が必要です。

かけ・よう壁が崩れると、人的・物的被害につながる場合があります。日頃から認識を高め、安全対策を講じましょう。※技術的な問題・安全対策工事助成・専門家派遣制度など詳しくは、お問い合わせください。

▶問＝建築指導課構造審査係☎3579-2579

大山町ピッコロ・スクエア周辺地区 第一種市街地再開発事業計画変更案の縦覧・意見書の提出

対象区域・事業に関係がある土地・建物の権利をお持ちの方は、意見書を提出できます。

▶対象区域＝大山町23～25番・45～47番・49～51番の各一部、48番▶縦覧場所＝6月9日(月)～23日(月)に、まちづくり調整課(区役所5階③窓口)▶意見書の提出先＝6月9日～7月7日(消印有効)に、直接または郵送で、東京都都市整備局再開発課(都庁第二本庁舎11階、〒163-8001新宿区西新宿2-8-1)▶問＝まちづくり調整課大山まちづくり第一係☎3579-2449

教科書展示会

▶とき＝6月11日(水)～30日(月)、9時～17時▶ところ＝教育支援センター内教科書センター(区役所6階)▶内容＝小・中学校で使用している教科書の展示▶問＝指導室学習支援係☎3579-2615

かんきつ 柑橘湯を行います

▶とき＝6月15日(日)▶ところ＝区内各浴場※詳しくは、板橋区浴場組合ホームページをご覧ください。▶費用＝入浴料▶問＝産業振興課商業振興係☎3579-2171

いたばしPay最大15%ポイント還元キャンペーン

対象店舗でいたばしPayのコインで支払うと、支払額の最大15%をポイント還元します。※利用方法など詳しくは、いたばしPay公式ホームページをご覧ください。※予算上限額に達し次第、締め切りの場合があります。

▶期間＝6月30日(月)まで▶還元率＝中小個店15%・大型店5%▶ポイント付与上限＝1人7500ポイント▶ポイント付与時期＝7月中旬▶問＝利用者向けコールセンター☎050-3032-3842(平日、10時～17時)



各種手数料をキャッシュレス決済でお支払いできます

▶とき＝6月2日から▶ところ・問＝仲町区民事務所☎3959-4105、常盤台区民事務所☎3967-6711、志村坂上区民事務所☎3969-7571、蓮根区民事務所☎3969-7581、高島平区民事務所☎3938-1191※下赤塚区民事務所は、昨年10月から利用可。※対象の手数料・利用可能な決済方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。



板橋交通公園の乗り物の貸出などを休止します

板橋公園再整備に伴い、6月30日(月)から板橋交通公園の乗り物の貸出や都電・都バスの展示を休止します。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

▶問＝南部土木サービスセンター地域連携係☎3579-2532

青少年表彰募集

青少年の健全な育成を促進するため、模範となる「善い行い」をした青少年を表彰しています。推薦された善い行いは、表彰審査会で厳正な審査を行い、区長・教育長が表彰します。

▶対象＝区内在住または区内で善い行いをした、25歳以下の個人・団体▶推薦書の配布場所＝地域教育力推進課(区役所6階⑥窓口)・区ホームページ▶申込・問＝9月30日(必着)まで、推薦書を直接または郵送・電子申請(区ホームページ参照)で、地域教育力推進課青少年係(〒173-8501)☎3579-2488

合同企業説明会

▶とき＝7月4日(金)12時～16時30分▶ところ＝ハイライフプラザ▶対象＝区内中小企業に就職・転職を希望する方※申込方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。▶問＝いたばし就職サポート事業☎6746-4849(平日、9時30分～17時30分)、板橋区産業振興課産業支援係☎3579-2172

里親説明会

▶とき＝7月17日(木)9時30分～11時30分▶ところ＝蓮根地域センター▶対象＝区内在住の世帯▶定員＝8組(申込順)▶申込・問＝電話・電子申請(区ホームページ参照)で、子ども家庭総合支援センター援助課里親係☎5944-2374

グリーンホール会議室兼用 保育室の優先予約(来年2月分)

▶予約条件＝501・502・701・702・703会議室のうち、いずれか2部屋を会議室・保育室として同時利用すること▶抽選＝6月20日(金)朝9時から、男女社会参画課(板橋区保健所5階)※抽選後、空きがある場合は6月24日(火)まで受付。▶男女社会参画課男女平等推進係☎3579-2486